

西脇市自治基本条例に基づく取組の進捗状況

評価・検証項目	条例に基づく取組状況の説明	今後の取組	R1対応状況 1未着手 2対応中(要拡充) 3対応完了(現状維持) 4対応不要 5その他	主な担当課	自治基本条例の 関連する章・条項
項目② 「参画と協働の推進」をするため、市民の市政への参画や学習の機会を提供する制度・施策が適切であるか	《参画と協働の推進》 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に「参画と協働のまちづくりガイドライン」を策定 平成27年度に同ガイドラインの「概要版」を作成しPRに活用 平成27年度に開催した「まちかどミーティング」では、まちづくり推進審議会委員による朗読劇により参画と協働のPRを実施 「参画と協働のまちづくりガイドライン」に基づく啓発について、地域自治協議会の立上げ（H30・津万地区）及び地区計画再編（H29～H30・野村地区）に合わせ啓発 平成30年度に「まちかどミーティング」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「参画と協働のまちづくりガイドライン」による啓発継続 地域自治協議会の立ち上げに係る地域会議（野村地区、芳田地区）や地区まちづくり計画再編（重春地区）にあわせ啓発を実施 「まちかどミーティング」の開催 	2	まちづくり課	「第4章 参画と協働」 「第5章 住民投票」 第4章では、第4条の“基本原則”に規定する《参画と協働の原則》を受け、参画と協働を進めるための具体的な制度を定めています。 また、第5章では参画の手法の一つである「住民投票」についての基本的な事項について定めています。 関連する条項 第9条、第10条、第11条、第12条、第13条
	《参画の制度》 <ul style="list-style-type: none"> 参画の手法を「参画と協働のまちづくりガイドライン」で示し、全庁的な取組を推進（パブリックコメント、アンケート調査等） まちづくり推進審議会において市民の意見を聴取 「まちかどミーティング」の開催（平成27年度、平成30年度） 「まちづくり推進審議会」の開催（概ね年4回） 「まちづくり市民アンケート」の実施 各種審議会等の公募委員の登用の推進 パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度→3件 平成30年度→12件 令和元年度→6件 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「参画と協働のまちづくりガイドライン」に掲載する参画に関する制度の運用を進める 「まちかどミーティング」の開催 「まちづくり推進審議会」の開催 「まちづくり市民アンケート」を継続して実施予定 各種審議会等の委員公募の拡充 パブリックコメントの実施については、市が重要な政策を形成する場合に、広く市民から意見を聴取する観点から、十分な期間を設け、意見を反映できるよう庁内の進捗管理に努める。 	2	まちづくり課 次世代創生課 秘書広報課 （関係各課）	
	《審議会等の運営》 <ul style="list-style-type: none"> 「審議会等の会議の公開及び会議の記録の公表に関する指針」の運用 「まちづくり推進審議会」及び庁内の「自治基本条例推進本部会議」で委員公募や公開状況の確認を毎年度実施 委員を公募する割合、会議を公開する割合は上昇 委員公募 H26：41% → H28：47% → H29：50% → R1：62% 会議公開 H26：68% → H28：75% → H29：73% → R1：81% 会議録公開 H26：77% → H28：81% → H29：77% → R1：100% 	<ul style="list-style-type: none"> 「審議会等の会議の公開及び会議の記録の公表に関する指針」の運用を継続して実施 「まちづくり推進審議会」で委員公募や会議の公開状況を確認・検証し、参画と協働の市政運営を進めるうえでの適正な状態について協議を進める。 各種審議会等の委員公募の拡充を図る。 	2	まちづくり課 （関係各課）	
	《住民投票、住民投票の請求及び発議》 <ul style="list-style-type: none"> 事例が生じた時点で対応（参画と協働のまちづくりガイドラインに規定） 個別設置型の住民投票を想定しており、住民投票の必要が生じた時点で議会による議決を経て実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事例が生じた時点で対応（参画と協働のまちづくりガイドラインに規定） 	4	総務課 （関係各課）	

西脇市自治基本条例に基づく取組の進捗状況

評価・検証項目	条例に基づく取組状況の説明	今後の取組	R1対応状況 1未着手 2対応中(要拡充) 3対応完了(現状維持) 4対応不要 5その他	主な担当課	自治基本条例の 関連する章・条項
<p>項目③</p> <p>「地域自治組織等」の推進をはじめとする地域自治を推進するための施策が適切に実施され、市民や市民団体の公益的な活動が推進されているか</p>	<p>《地域自治協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に2地区（比延・黒田庄地区）で地域自治協議会を設立し地域自治協議会モデル事業を実施（市において地域自治協議会モデル事業一括交付金を新設で予算措置・モデル事業の実施期間は3年間） モデル事業においては一括交付金を活用して地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた事業を地域が主体となって実施 令和元年度1地区（津万地区）で新たに地域自治協議会を設立しモデル事業を実施（合計3地区でモデル事業を実施） 令和元年度から2地区（野村・芳田地区）で地域自治協議会の学習会を開始し継続して実施中 令和2年度から地域自治協議会事業を本格実施（市及びまちづくり推進審議会での各地区地域自治協議会モデル事業の検証を踏まえて地域自治協議会を制度化） 	<ul style="list-style-type: none"> 芳田地区で開催している地域自治協議会設立準備委員会や野村地区で開催している地域自治協議会についての学習会を継続して支援し、地域と連携しながら新たな地域自治協議会の早期の設立につなげる。 地域自治協議会の制度を解説する「地域自治協議会ハンドブック」「地域自治協議会パンフレット」や、「地域自治協議会事業一括交付金の手引書」を作成し、市民に地域自治協議会の制度等を広く周知する。（ハンドブック等については令和元年度のまちづくり推進審議会での協議を踏まえて内容を精査し作成） 	2	まちづくり課	<p>「第6章 地域自治組織等」</p> <p>第6章では、地域自治を推進するための基本となる地域自治組織及び市民公益活動について定めています。</p> <p>関連する条項 第14条、第15条</p>
	<p>《市民公益活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民提案型まちづくり事業により、市民団体等の公益的活動を支援 平成23年度（制度創設時）から令和元年度までの実績 団体数：29団体 補助金：16,568,000円 令和元年度より中間支援事業NPO法人に委託して実施し市民公益活動を幅広く支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市民提案型まちづくり事業の継続実施 NPO法人と連携した中間支援事業の充実 	2	まちづくり課	